

大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務
委託契約に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等を制作するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な評価により受託業者を特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル方式等の名称

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の名称

大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務委託

(2) 業務の目的

大仙市は、市内各地域で毎月花火が打ち上がる「花火のまち」である。特に8月最終土曜日に開催される全国花火競技大会は、本市を代表するイベントとして知られる。

本業務は、市内外の花火イベントで利用できるスマートフォン用アプリケーションの開発・導入、先進的な花火映像のコンテンツ等を制作することで、本市の観光情報に触れる機会を広く創出し、本市の特色ある花火大会と観光資源の魅力を発信するとともに、ビジュアルアイデンティティの制作を通して「花火のまち」としての統一感の形成を図るものである。

(3) 業務の内容

別添「大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務委託仕様書」(以下「仕様書」)のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から平成29年3月31日まで

(5) 業務の規模又は概算事業費

委託費用は、28,000千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限額とする。

なお、この金額を上回る金額で見積りを行ったときは、失格とする。

(6) その他

成果品の著作権は、本市に帰属する。

4 担当部局

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市経済産業部観光交流課 担当：富樫、中川

電話：0187-63-1111 内線250

FAX：0187-63-1119

E-mail：kankou@city.daisen.akita.jp

5 参加者に要求される資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する入札参加有資格者名簿に登載されていること。^(※)
- (4) 国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 過去に3件以上のスマートフォン用アプリケーションの開発・導入を行った実績があること。

^(※) (3) について、本市では入札参加資格審査申請(物品・役務の提供)を随時受け付けています。本業務へ参加を予定される場合、「4 担当部局」へご相談ください。

6 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ①参加表明書 (様式1)
- ②会社概要 (様式2)
- ③業務実績表 (様式3)
- ④業務実施体制(様式4)

(2) 参加表明についての質問及び回答方法

- ①質問の方法 質問書(様式5)を使用し、「4 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をしてください。
- ②質問の受付期限 平成28年6月17日(金)午後5時
- ③回答の方法 平成28年6月20日(月)午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、本市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期限 平成28年6月21日(火)午後5時
- ②提出場所 大仙市経済産業部観光交流課
- ③提出方法 持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること)

(4) 募集説明会

本業務に関する募集説明会は、行わない。

7 企画提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、第一次審査の結果及び企画提案書等の提出依頼について、平成28年6月23日(木)に通知する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

提出書類

(1) 企画提案書（任意様式）

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、A4版10枚以内（表紙を含む、両面印刷可）で以下について記載すること。なお、審査に公平を期すため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

- ①業務実施内容
- ②業務工程表
- ③業務推進体制

(2) 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

企画提案書と別冊とし、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

提出部数 15部
提出場所 参加表明書の提出場所に同じ
提出方法 参加表明書の提出方法に同じ
提出期限 平成28年7月11日（月）午後5時

9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

実施日 平成28年7月26日（火）予定
開始時刻 後日通知する。
実施場所 大仙市役所3階 第1委員会室
所要時間 備品の設置10分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度、退室5分以内
出席者 5名以内
備品 備品（PC、プロジェクター及びスクリーン等）は、原則として提案者が用意すること。事務局が用意する備品の使用も可能とするが、使用を希望する場合は事務局に事前にその旨を連絡すること。
その他 ヒアリングは非公開で実施する（事務局職員は例外とする）。当日に追加資料を配付することは認めない。審査に公平を期すため、社名を明らかにしない方法でプレゼンテーション・質疑応答を行うこと。

10 審査方法及び評価基準

(1) 選考方法

①第一次審査

参加表明書提出時の書類審査を行い、第一次審査の結果は、参加表明者すべてにFAXまたはE-mailにて通知する。

②第二次審査

企画提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。審査後、採否の結果を書面により通知する。

(2) 審査方法

企画提案書等による書類審査に加えて、プレゼンテーションの結果を加味し、大仙市の花

火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」）の審査により特定する。なお、提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行い、評価が一定の水準に達しない場合は受託候補者に選定しない。

(3) 評価基準

「別表1 評価基準」のとおりとする。なお、いずれかの評価項目で「不可」の評価点がある提案者は、受託候補者に選定しない。

11 日程

プロポーザル実施の公告	平成28年6月9日(木)
質問の受付期限	平成28年6月17日(金)
質問への回答	平成28年6月20日(月)
参加表明書の受付期限	平成28年6月21日(火)
一次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	平成28年6月23日(木)
企画提案書の受付期限	平成28年7月11日(月)
ヒアリング及び選定委員会	平成28年7月26日(火)
受託予定者の特定	平成28年7月27日(水)
契約締結及び作業開始	平成28年8月上旬

12 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が整わないときは、次位の企画提案書の提案者と協議する場合がある。

- (1) 契約保証金 大仙市財務規則による。
- (2) 契約書作成の要否 契約書を作成する。
- (3) 支払条件 検収に合格すること。

13 提案の無効

次の事項に該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 仕様を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。

14 その他の事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定作業及び企画提案書の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとする。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、大仙市プロポーザル方式等実施要綱（平成24年4月1日施行）による。

別表1 評価基準

評価項目		評価点				
		優	良	可	不良	不可
I アプリ機能・コンテンツ全般 (配分：100点)						
I-1	ユーザー同士の積極的なコミュニケーションを促し、花火ファンの裾野拡大を図るものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
I-2	先進的な技術を用いており、話題性が高く注目を集めるコンテンツとなっているか	20点	15点	10点	5点	0点
I-3	市内のみならず国内・海外においても訴求でき、広くユーザー獲得を目指す内容となっているか	20点	15点	10点	5点	0点
I-4	本市の魅力を発信し、本市の花火大会へ実際に訪れ、回遊を促すものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
I-5	長期的な視点を持ち、飽きさせずに継続的な利用を促す工夫が図られているか	10点	8点	5点	3点	0点
I-6	誰にでも分かりやすく、シンプルで操作性の高いデザインとなっているか	10点	8点	5点	3点	0点
II ビジュアルアイデンティティ及び活用方法 (配分：60点)						
II-1	本市の観光物産をPRするために効果的かつ具体性のあるコンセプトやデザインとなっているか	20点	15点	10点	5点	0点
II-2	商標登録に関する業務内容(調査方法、登録区分、工程等)が具体的かつ妥当なものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
II-3	活用方法に関し独自性のある提案を含み、広く普及を見込めるものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
III 事業主体の適格性・経費妥当性等 (配分：40点)						
III-1	類似業務の実績、適切な実施体制を有しており、信頼性の高いものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
III-2	導入後の保守運用・障害時対応が充実しているか、及び職員が情報の更新を容易に行えるものであるか	10点	8点	5点	3点	0点
III-3	経費内訳が明確に示され、かつ妥当な積算となっているか	10点	8点	5点	3点	0点
合計		200点(満点)				